

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

当市は、東海三県の県境地域に位置し、国道 1 号・23 号、東名阪自動車道・伊勢湾岸自動車道などの高速道路、近鉄・JR 等の鉄道が集中する交通至便な立地である。養老山地、伊勢平野、揖斐・長良・木曽川からなる木曽三川、標高 40～100m の多度丘陵、桑名丘陵及び丘陵周辺の段丘面、干拓地等で構成されている。また、木曽三川合流地は、古くは 9 世紀ごろに幾つかの集落の周囲に土堤を構築した「輪中地帯」の他、平地は、本市の旧市街地及び城南・深谷の田園地帯と員弁川流域で構成される。市内では、石取祭・上げ馬神事など歴史ある祭りのほか、国内有数の大型レジャー施設等を有するなど、県内でも有数の観光地である。

当市の気候は、全般に温和な東海型の気候であるが、冬季は、日本海を渡って若狭湾から吹き込んだ季節風が琵琶湖を通して養老山地と鈴鹿山脈の地峡から伊勢湾に出る強い北西の風となり、「伊吹おろし」が吹く。また、本州の南海上を西進又は北上する台風により、暖かく湿った東南の風が鈴鹿山脈、養老山地に吹きつけるため、雨量が多くなる。

昭和 34 年に三重県の西側を北上した伊勢湾台風では、暴風や大雨による被害だけでなく、伊勢湾沿岸地域に高潮災害をもたらした。また、伊勢湾台風以外にも、昭和 51 年の安八台風、平成 12 年の東海豪雨、令和元年 9 月の記録的な大雨による浸水や崩落等、これまで数々の深刻な被害に見舞われてきた。

(洪水ハザードマップ)

当市の洪水ハザードマップによると、当会に属する桑名市長島地域については、5m～10m未満の地域が大半であり、ほぼ全域が浸水することが予想されている。多度地域については、揖斐川沿いに面している一部地域が 5m～10m未満であり、この地域の浸水が予想されている。このように、特に長島地域での浸水による大きな被害が予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、長島地区においては、ほぼ被害想定はない。一方で、多度地区において土砂災害特別警戒区域が多く、被害が生じることが想定される。

(地震：J-SHIS、地域防災計画)

当市も南海トラフ地震による被害が想定されている地域である。多度・長島地域は、地震ハザードドステーションの防災地図、ハザードカルテによると、震度 7 の地震が今後 30 年間で 70～80% の確率で発生すると言われている。

また、海拔 0m 地帯が広がる長島地域は、液状化現象がおきる確率が極めて高く、地震後の津波により、長期間にわたる浸水発生等が想定される。

当市地域防災計画によると、本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震と、地殻上部の活断層を震源とし局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震（養老－桑名－四日市断層帯など）がある。

(その他)

市内の揖斐川では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に昭和 34 年の伊勢湾台風の際には、長島地域において、町を囲む堤防が 15 ヶ所で破堤。町域のほとんどが水没し 380 名余の犠牲者を出した。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 767 名
- ・小規模事業者数 695 名
- ・会員数 449 名
- 他(定款、賛助)46 名

【内 訳】

令和6年11月末現在

業種	商工業者数	小規模事業者数	会員数	備考
建設業	179	171	116	
製造業	131	113	78	
卸売業	43	39	17	
小売業	102	92	70	
飲食業	72	67	41	
サービス業	176	161	90	
その他	64	52	37	
合計	767	695	449	

※多度地区は、山間部から揖斐川沿いの低地を含んだ地域である。長島地区は木曽三川に挟まれた低地帯が中心の地域である。

(3) これまでの取組み

1) 当市の取組み

- ・桑名市地域防災計画、水防計画の策定
- ・桑名市防災マップ(洪水、高潮、津波、土砂災害にかかるハザードマップ)の配付
- ・防災訓練の実施

2) 当会の取組み

- ・事業者BCPに関する施策の周知
- ・職員向けBCP策定支援スキルアップセミナー開催
- ・桑名商工会議所との共催によるBCP策定セミナー開催
- ・会員事業所である損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(懐中電灯、スコップ、備蓄パン等非常食)の備蓄(本所、支所)

II. 課題

①人員の確保

当商工会の管轄地域である桑名市多度地域及び長島地域に在住する職員は現在在籍しておらず、緊急時に職場で対応可能な人員確保が困難である。

②緊急時の対応

現状では、緊急時の取組みに対するマニュアル等について漠然とした記載となっており、緊急時の対応へのノウハウが十分とは言えない。

III. 目標

- ①地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識して頂き、事前対策、計画の必要性を周知する。
- ②発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報ルートを構築する。
- ③発災後、速やかな復興支援策を実施できるよう、また管轄地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を実施できるよう、組織内における体制、関係機関との連携強化体制を平時から構築する組織内における体制及び訓練、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県に報告する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と桑名市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会職員に対して災害リスクや災害時に有効な支援策を周知する。
 - ：勉強会を開催し、当地域の災害リスクを把握した上で当会の事業継続計画を確認し、発災時の影響を軽減するための当会が紹介提供できる損害保険や共済他の備えについても知識を高める。
 - ：経営指導に携わる者においては、小規模事業者に対する事業者BCPに作成支援のため研修の受講や中小企業庁が発行する策定手引きにて資質向上を図る。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災 補償、保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報等配付時に、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性について説明を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。
- ・小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、災害等で事業用建物が被害に遭い休業した場合の利益を補償する「休業対応応援共済」、従業員が災害等でケガをして就業不能となった場合の収入を補償する「所得補償」の推進及び普及PRを行う。
- ・東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者等対象とした普及啓発セミナーを開催する。
- ・関係機関（行政、金融機関等）にセミナー等の共催依頼
- ・発災時には、平成24年1月に締結した「災害時における応急生活物資等の調達に関する協定書」に基づき、関係機関と協力して応急対策を実施する。

4) フォローアップ

- ・会員、小規模事業者等の事業者BCP等の取組状況について確認し、必要に応じて助言や専門家の紹介等を行う
- ・本計画の状況確認や改善点について必要に応じて当会、当市及び関係機関と協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度7の地震）が発生したと仮定し、桑名市との連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人名救助を優先する。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関に連絡を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況(家屋被害や周辺道路の状況等)等を当会と桑名市で情報共有する)。

2) 応急対策の方針決定

当会と当市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

- ・職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。ただし、職員の目視等で命に危険を生ずる場合は、出勤をしないことなど。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・被害状況報告様式に基づき、大まかな被害状況を確認し、14 日以内に情報共有する。
(被害規模の目安は以下の 3 パターンを想定)

①大規模な被害がある	・地区内 10 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 %程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が取れない。
②被害がある	・地区内 1 %程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 %程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
③ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 ヶ月	1 日に 1 回連絡する
1 ヶ月以降	3 日に 1 回連絡する

*連絡内容及び時間については、午前中に収集した情報を午後 1 時に市に報告する。

*なお、緊急の場合は、この限りではない。

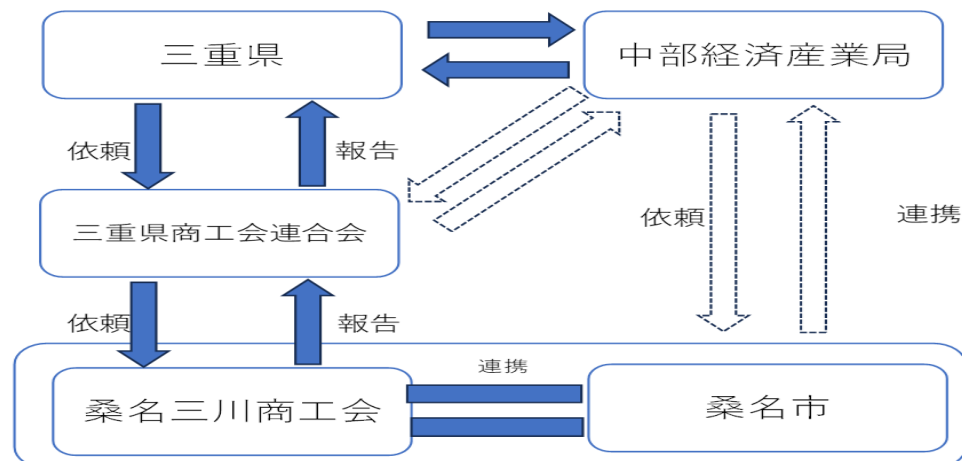
・当市で取りまとめた「桑名市新型インフルエンザ等行動対策計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した被害情報について、国や県等からの情報や方針に基づき、当会又は当市から県へ報告(メール又は F A X)する。

- ・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する（県から別途指示があった場合は、その指示による）。
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う（初動報告様式は次ページ(様式第3)を参照）。

なお、災害発生時の状況報告スキーム図は以下の通りである。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、桑名市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、桑名市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、桑名市、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(様式第3)

年 月 日() 12 時 00 分現在

【 災 害 名 】にかかる被害状況報告（初動 24 時間）

報告団体名

記入者所属

記入者氏名

連絡先(TEL)

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
☐	(1)大規模な被害がある	・ <u>10%程度の事業所</u> で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ <u>1%程度の事業所</u> で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・ 被災が見込まれる地域において <u>連絡が取れない</u> 、もしくは、交通網が遮断されており、 <u>確認ができない</u> 。
☐	(2)被害がある	・ <u>1%程度の事業所</u> で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ <u>0.1%程度の事業所</u> で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
☐	(3)ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

備考（把握している具体的な被害等）

（例）●×鉄工所（○○地区）：床下浸水、レストラン□○（○△地域）：強風で看板が落下
スーパー▽▲（□△町）：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった

報告先 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
(問い合わせ)TEL：059-224-2534 / FAX：059-224-2078

E-mail：chusho@pref.mie.lg.jp

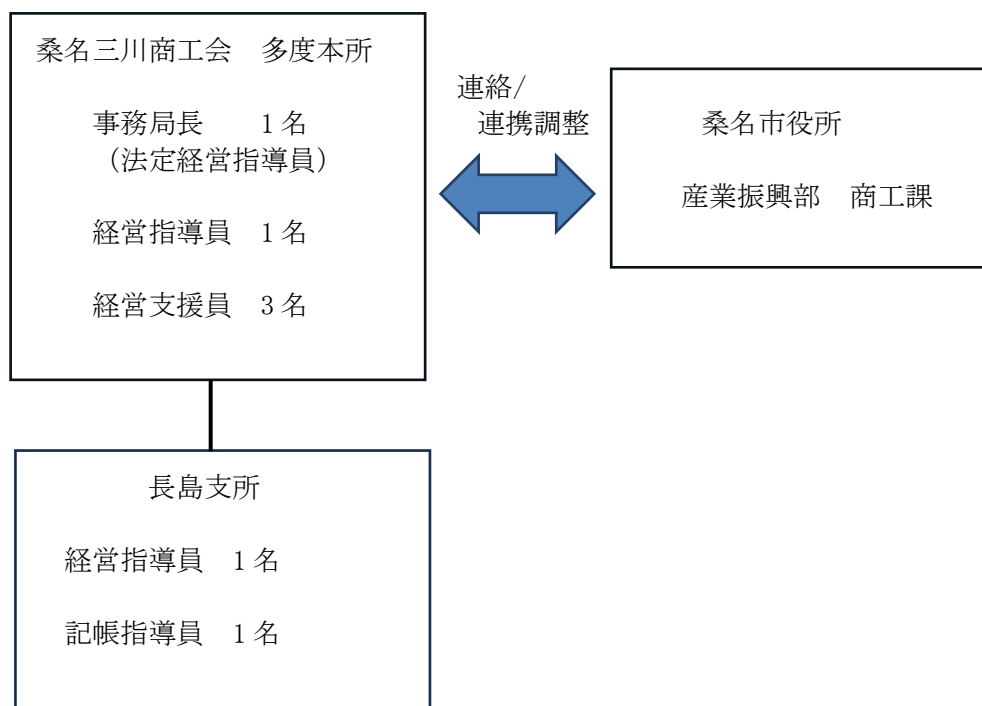
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

・事務局長 (法定経営指導員) 加藤 慎二 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

①桑名三川商工会

〒511-0106 三重県桑名市多度町多度 8 7 1 - 1 1

TEL : 0594-48-2627 FAX : 0594-48-4884

e-mail s-kato@mie-shokokai.or.jp

②関係市町村

桑名市役所 産業振興部 商工課

〒511-8601 三重県桑名市中央町2-3-7

TEL : 0594-24-1199 FAX : 0594-24-1140

e-mail shokom@city.kuwana.lg.jp

③その他

三重県商工会連合会

〒514-0004 三重県津市栄町1-8-9-1 三重県合同ビル6階

TEL : 059-225-3161 FAX:059-225-2349

※上記内容に変更が生じた際には、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ セミナー開催	50 50	50 50	50 50	50 50	50 50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・事業収入等 セミナー開催については、桑名商工会議所と共催で行う。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等
<pre> graph TD A[三重県中小企業共済協同組合] -- 連携 --> B[桑名三川商工会] B -- 協力・支援 --> C[地域小規模事業者] A -- 協力・支援 --> C </pre>